

## 簡易ガス料金の改定について

### 1. 改定理由

簡易ガスをご利用されるお客さまの減少などから、経営状況が厳しく事業収支に不足が生じております。運営経費を必要最小限度に抑制するなど効率的な経営に努めておりますが、なお事業収支の不足が続くと見込まれるため、平成27年6月1日から料金を改定させていただきます。

### 2. 改定内容

#### (1) 平均改定率

湖陽住宅団地	11.58%	(目安として1か月10m <sup>3</sup> ご使用の場合、600円程度の値上げ)
瑞樹団地	7.90%	( " " " " 400円程度の値上げ)
南森本	14.01%	( " " " " 700円程度の値上げ)
大浦・東蚊爪	1.35%	( " " " " 100円程度の値上げ)

※値上げ額は5月検針分料金で試算

#### (2) 料金表に関する変更点

従量料金単価のみ変更となります。(基本料金は変更ありません)

平成27年6月分に適用の従量料金単価は、平成27年1月～3月の貿易統計に基づく原料価格により算出し、別途、4月末にお知らせいたします。

#### (参考) ガス料金の計算方法

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金} (\text{従量料金単価} \times \text{ご使用量}) \times 1.08$$

※従量料金単価は原料費調整制度により毎月調整いたします。

※平成27年6月分に適用の従量料金単価は、平成27年1月～3月の貿易統計に基づく原料価格により算出し、平成27年4月末にホームページで公表するとともに、5月中旬までに全世帯へ配布予定のチラシにてお知らせいたします。

※上記で算定した金額に消費税等相当額(8%)が加算されます。

### <お問い合わせ先>

経営企画課

TEL : 076-220-2655